

沼田市請負工事設計 変更ガイドライン

令和2年10月

沼 田 市

目次

1. ガイドラインの目的	1
2. 設計変更の基本事項	1
(1) 定義	1
(2) 設計変更の基本原則	1
(3) 設計変更が出来ない場合（不可能なケース）	2
(4) 設計変更を行う場合（可能なケース）	2
(5) 指定・任意の運用	3
(6) 設計図書の照査	5
3. 発注者の留意事項	6
4. 受注者の留意事項	6
5. 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き	7
5-1 設計図書がお互いに一致しない場合（約款第18条第1項第1号）	7
5-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（約款第18条第1項第2号）	7
5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）	7
5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）	7
5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）	7
5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第19条）	10
5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）	11
5-8 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合（約款第18条）	12
6. 違算防止のための留意事項	14
7. その他	15
（沼田市建設工事請負契約約款 抜粋）	
（沼田市土木工事標準仕様書 抜粋）	

1. ガイドラインの目的

沼田市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施しています。これらの工事は、地形、地質、天候などの自然条件や、騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っていますが、予期することのできない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

本ガイドラインは、沼田市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）等を踏まえ、当初設計を変更する場合において、どのような設計変更が契約変更となるかを具体的な事例を交えながら明確にし、全ての設計変更が必ずしも契約変更にはなりえないことを発注者及び受注者双方が認識することで設計変更の手続きについて理解し、請負工事における設計変更の適正化を図ることを目的としています。

2. 設計変更の基本事項

（1）定義

- **設計変更**とは、工事の施工にあたり設計図書の内容の一部を訂正・変更することを用いる。
- **契約変更**とは、設計変更に伴う契約金額の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更を行うことをいう。

（2）設計変更の基本原則

設計変更は、「**工事の目的を変更しない範囲で、特に必要とする場合及びやむを得ない場合に行うことができるものとする。**」を原則とします。

したがって、次に掲げる場合は、設計変更の基本原則を超えるものであり、当初の工事と分離して取り扱うことになるため、設計変更により対応することはできません。

- 変更に伴う増減額が、当初契約金額の30%を超える場合
- 当初契約した施工場所以外の場所で施工を追加する場合
（ただし付帯工事、関連工事、影響範囲、地元調整等当初工事と大きく関連し、同一施工管理するのが適切な工事の場合は、除きます）
- 当初の工事目的とは関係のない工事を追加する場合

上記に該当する場合であっても、当初の工事と分離して発注することが、設計変更により対応することに比較して不合理であると認められる場合には、設計変更にて対応できるものとします。

また、設計変更を行う時期は、変更事由が発生した場合に、速やかに行うものとします。

(3) 設計変更が出来ない場合（不可能なケース）

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
 対応例) 受注者は約款第 18 条第 1 項各号に該当する事実等を発見したときは、書面により発注者に協議を求める。
- 発注者と「協議」しているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
 対応例) 協議の内容によっては、発注者側で各種検討・調整等を行い回答までに期限を要する場合もあるため、受注者は事実が判明次第、早い段階で協議を行う。
- 「承諾」で施工した場合
 対応例) 承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について発注者の同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等については、協議をする必要があり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
- 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
 対応例) 発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

(4) 設計変更を行う場合（可能なケース）

約款に設計変更を行う場合について規定されています。主なものは表 1 のとおりです。

表 1 主な設計変更を行う場合とその条文

設計変更を行う場合		契約約款
1	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が互いに一致しない場合	第 18 条 第 1 項第 1 号
2	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	第 18 条 第 1 項第 2 号
3	設計図書の表示が明確でない場合	第 18 条 第 1 項第 3 号
4	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	第 18 条 第 1 項第 4 号
5	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第 18 条 第 1 項第 5 号
6	発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	第 19 条
7	工事用地等が確保できない、掘削工事における予期せぬ埋設物が発見された時等のため又は受注者の責めに帰することのできないもの	第 20 条

	により、発注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）場合	
8	発注者が、受注者が行う「設計書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合	第18条

表1に該当する場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を逸脱している場合には、設計変更により対応することはできません。

（5）指定・任意の運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- **指定**とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならない。
- **任意**については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は**受注者の責任で行う**。
- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- **ただし、任意であっても、当初設計時の想定と現地条件が異なる場合は、設計変更の対象とすることができる。**

表2 指定・任意の考え方

	指定	任意
設計図書での取扱	施工方法等について具体的に指定します。 (契約条件として位置付け)	施工方法等について指定しません。 (積算に使用した標準的工法等を参考図として示す場合があるが、契約条件ではない)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	受注者の任意。 (施工計画書の修正、提出は必要)
施工方法の変更が生じた場合の設計変更	対象とします。	対象としません。
当初明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	対象とします。	対象とします。

【任意における対応の不適切な事例】

- ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。（発注者）
- 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。（発注者）
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。（発注者）

- 任意部分において、受注者の考えで決定した施工方法にも係わらず、結果的に費用が増加したことにより契約金額の増額を要求。（受注者）

(6) 設計図書の照査

受注者は、沼田市土木工事標準仕様書 1-1-3 で定められているとおり、施工前及び施工途中において、約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る照査を行わなければなりません。

◆ 照査の範囲

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲は、以下のとおりです。

- 設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認。
 - 数量計算書と設計書の内容の整合確認。
 - 構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。
 - 設計図書・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうか。
- 設計図書記載内容の現場の状況・施工条件と、実際の工事現場の状況・施工条件が一致しているか等の確認。
 - 設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうか。
 - 縦横断図の地盤線と現地地盤線の確認及びその軽微な修正等。
 - 当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその軽微な修正等。
 - 埋設物、支障物件等の現地確認。

3. 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、設計図書に必要な**施工条件明示を明示**しなければなりません。また、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計積算にあたっての工事の施工に係る制約事項については、設計図書において**必ず条件を明示**する。
- 設計変更を行う必要が生じた場合などの必要な**指示、協議等は工事打合せ書により書面で行う**。
- 受注者に設計図書の照査を行わせる。
- 受注者から設計図書についての確認請求があった場合は、受注者立会いの上、調査を行い、その結果について**14日以内に受注者に通知**を行う。
- 設計変更後の契約金額や工期は、受注者と協議のうえ決定する。

4. 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 工事の着手にあたって又は施工中、設計図書の照査を行う
- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示されていないなど施工上の疑問が生じた場合は、受注者の勝手な判断により施工を続けるのではなく、直ちに発注者に工事打合せ書により書面で通知する。
なお、設計図書等の確認の必要が生じ、発注者が調査を行う場合は、それに立会う。
- 数量、仕様書等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と**書面による協議**を行い、発注者からの**書面での指示**に従い施工する（独自の判断で施工しない）。

5. 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

5-1 設計図書がお互いに一致しない場合（約款第18条第1項第1号）

【事例】

- 図面と工事設計書で管の口径が一致しない。
- 図面と工事設計書でH鋼の規格が一致しない。
- 図面と工事設計書で数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない。
- 平面図と縦断図の数量（管布設延長、材料、仕様等）が一致しない。

5-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（約款第18条第1項第2号）

【事例】

- 設計図書における記載が間違っている。
- 使用する部材の品質が明示されていない。
- 条件明示する必要があるにも係わらず、土質に関する必要な条件明示がない。
- 条件明示する必要があるにも係わらず、地下水位に関する必要な条件明示がない。
- 条件明示する必要があるにも係わらず、交通整理員に関する必要な条件明示がない。

5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）

【事例】

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- 使用する水替工の記載はあるが、作業時、常時などの運転条件の明示がない。
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。

5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）

【事例】

- 設計図書で明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- 設計図書で明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- 設計図書で明示された舗装構成と工事現場の舗装構成が一致しない。
- 設計図書で明示された地下埋設物の位置、大きさ、数量等が現場状況と一致しない。
- 設計図書で明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- 設計図書で明示された交通整理員の配置人数と実際の必要人数が一致しない。

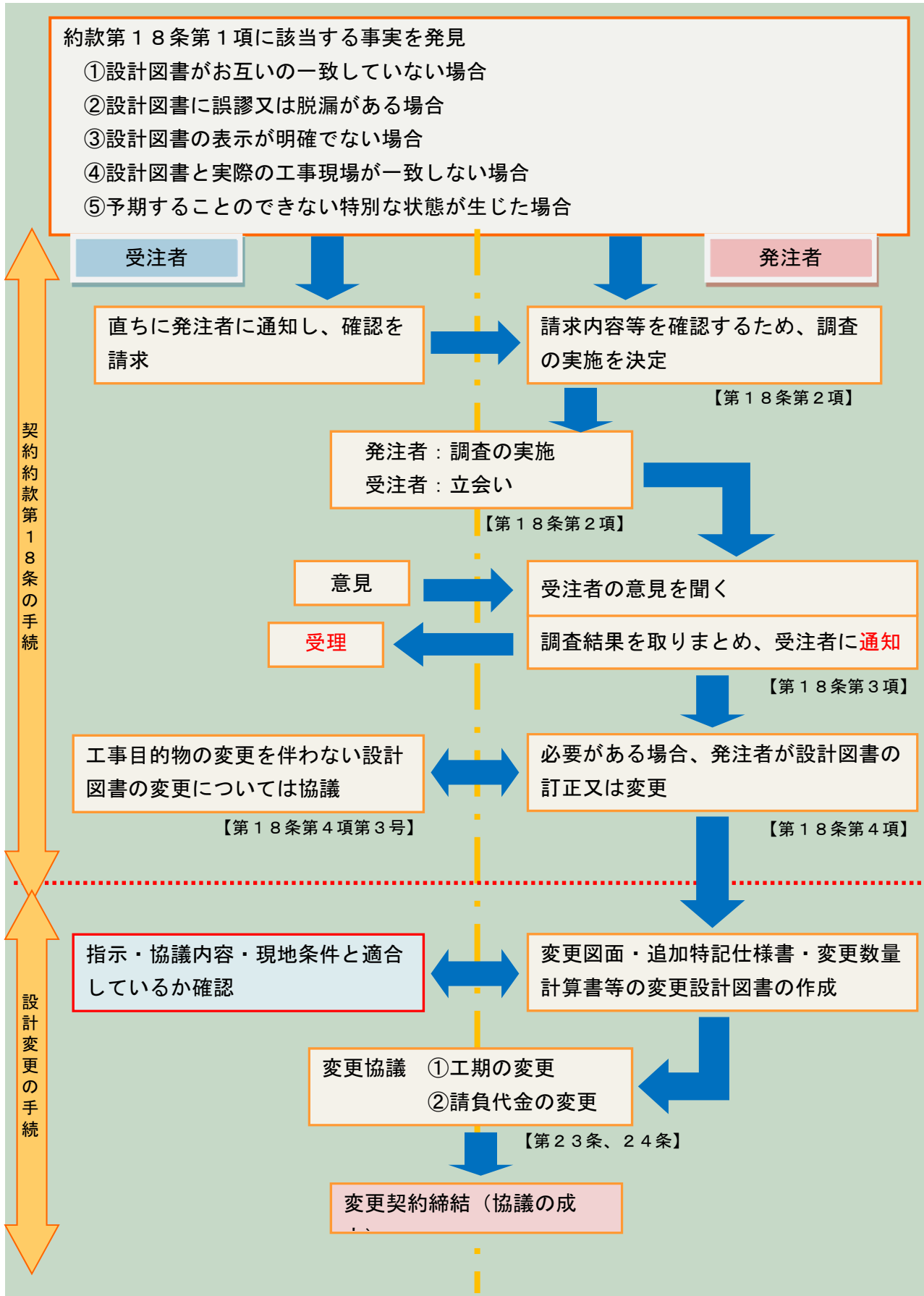
5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）

【事例】

- 埋蔵文化財が発見され調査が必要となった。
- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。

- 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった。

[設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き]

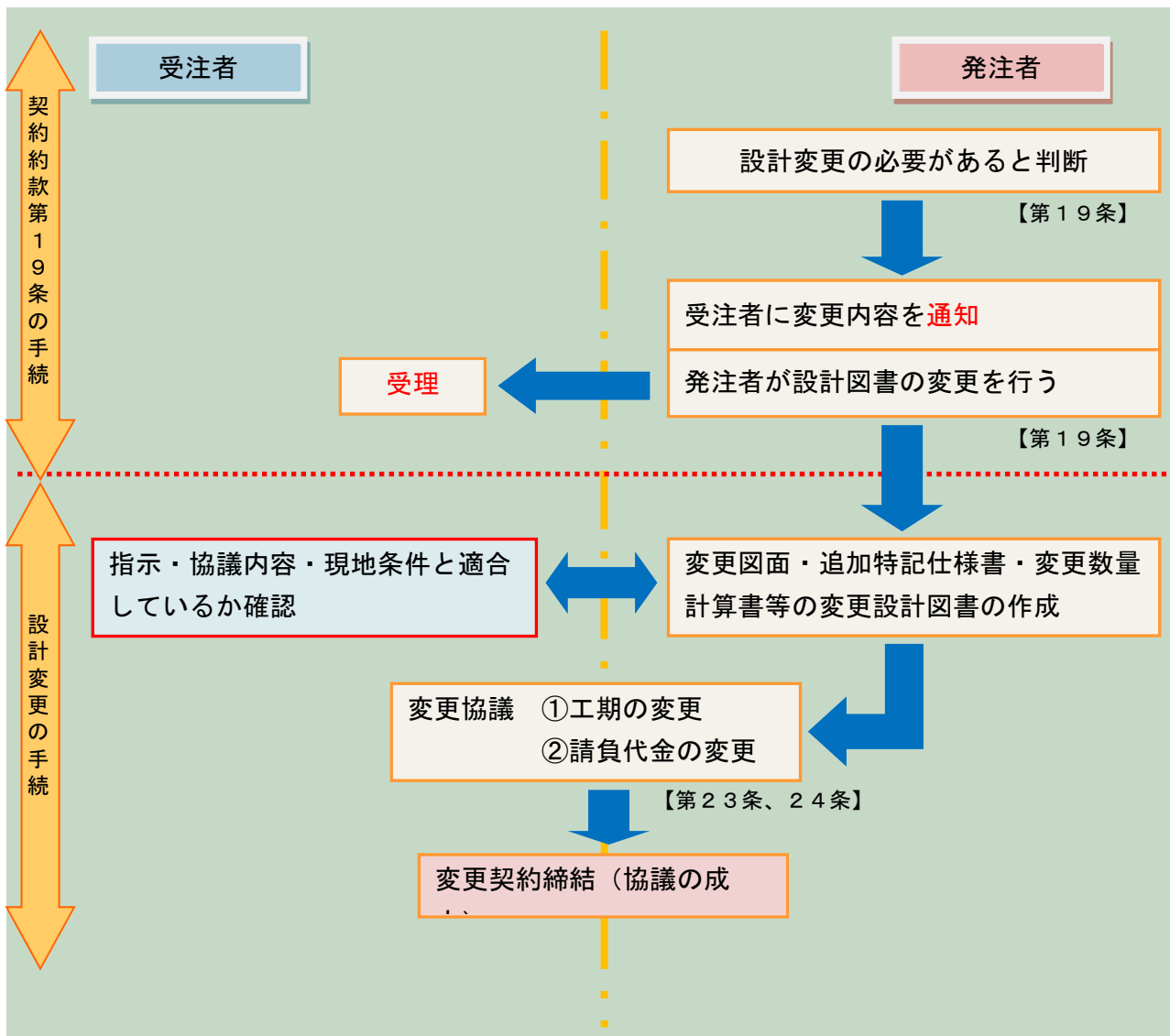


5-6 発注者が必要と認め、変更する場合（約款第19条）

【事例】

- 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- 工事現場の安全上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する
- 当初設計で指定していた建設副産物（残土等）の処分先を変更する。
- 使用材料を変更する。
- 隣接工事との調整で、交通整理員の配置人数を変更する。

【設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き】

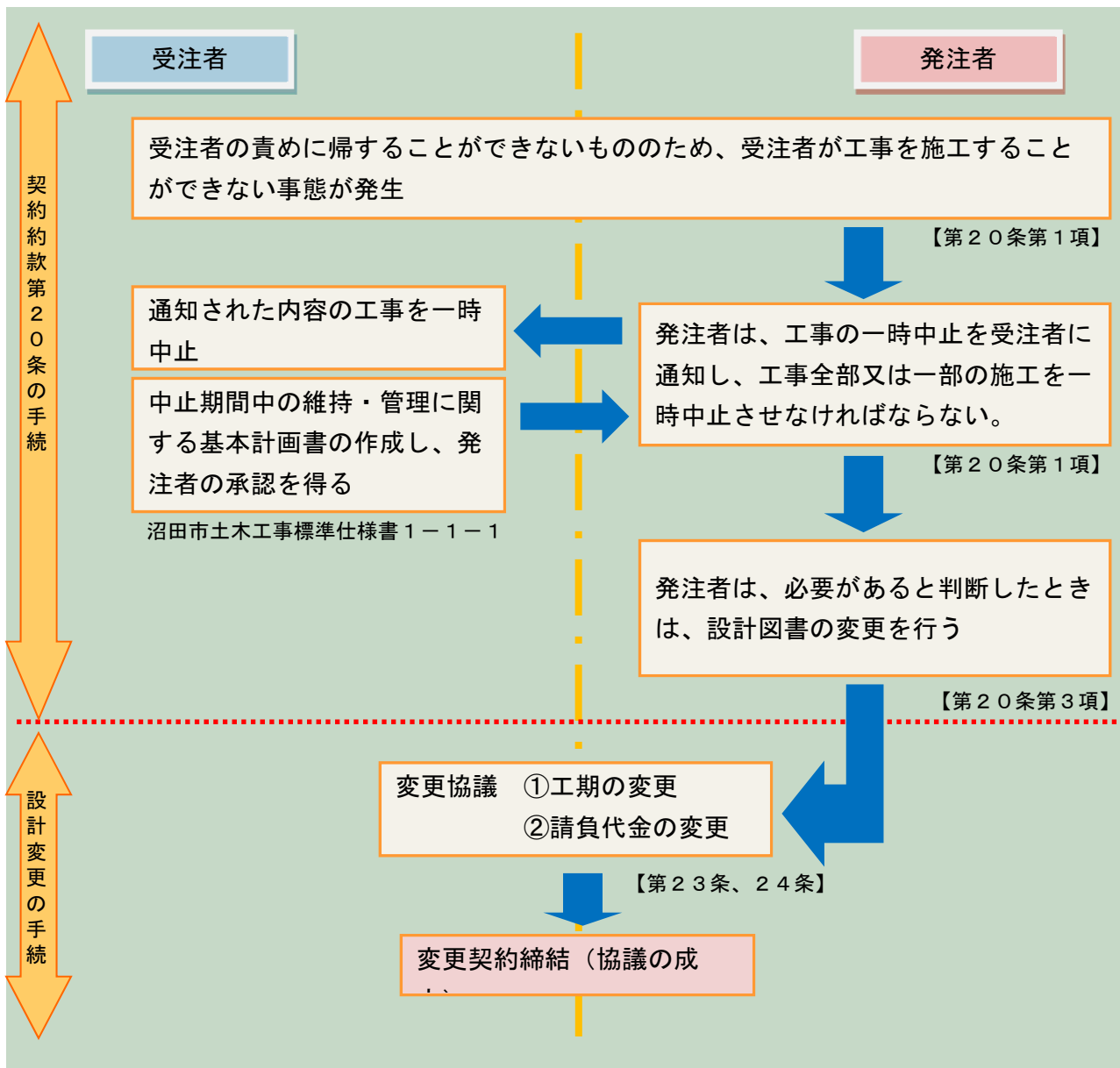


5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）

【事例】

- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- 管理者協議の結果、施工できない期間が設定された。
- 警察、河川・鉄道等の管理者間協議が整っていない。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた。
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
- 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的変動があった。

【設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き】



5-8 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合（約款第18条）

発注者は受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、契約金額を変更しなければならない。

【事例】

(1) 新たに設計図書の作成が必要なもの

- 現地測量の結果、横断図が新たに作成する必要があるもの。又は、横断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。（災害復旧等の工事で、標準断面発注し、工事において測量から設計まで行う場合等）
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

(2) 構造計算等が伴うもの

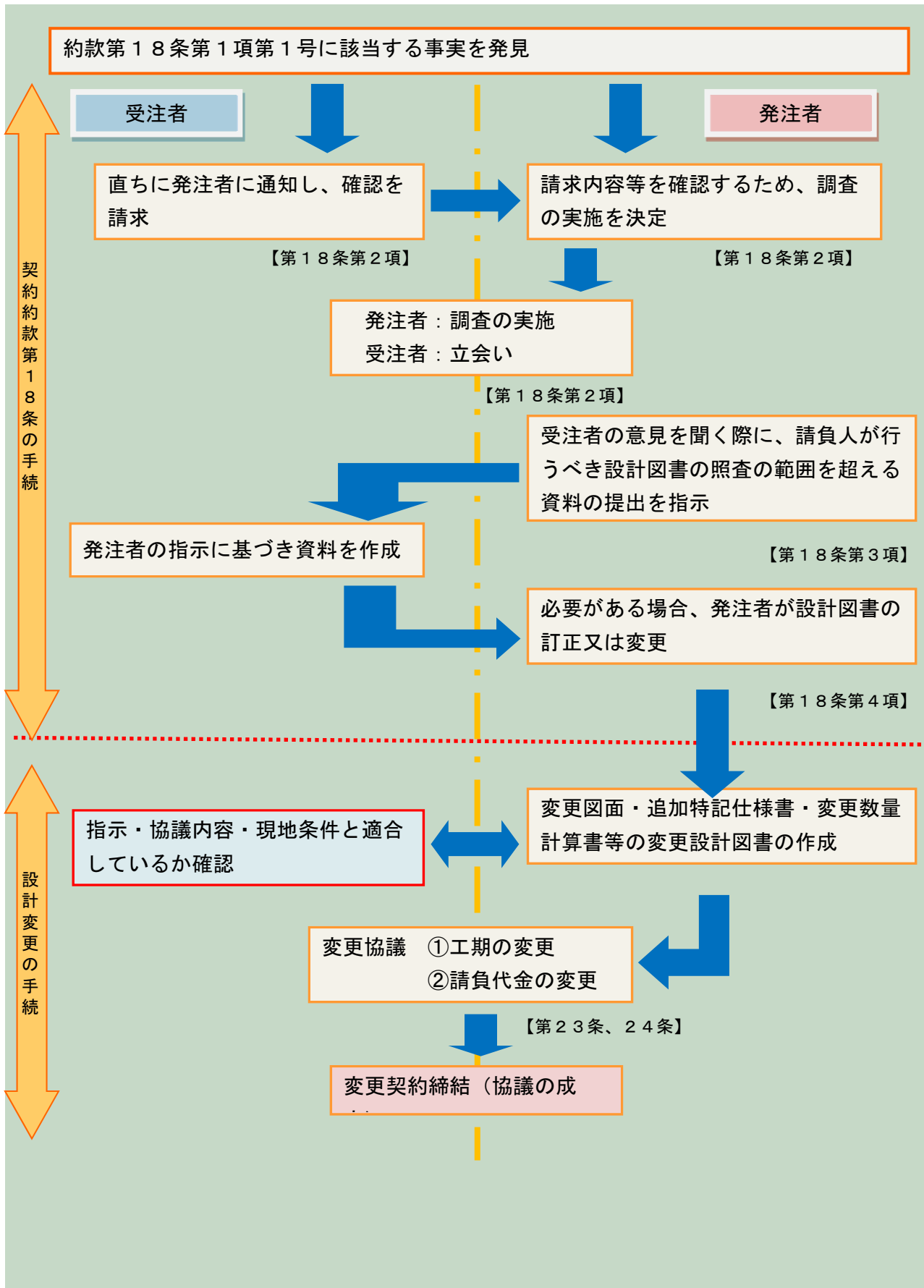
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算又は図面作成。
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

(3) 設計根拠の検討まで必要なもの

- 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や、構造物の応力計算を伴う照査。
- 設計のための地質調査が必要な場合。（品質管理のための調査は含まない）
- 現地調査の結果、既存の埋設物（ケーブル、配管等）等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。
- 現地調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。
- 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず群馬県土木工事標準仕様書「10-16-5-3 路面切削工」「10-16-5-5 切削オーバーレイ工」「10-16-5-6 オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図書については、受注者の費用負担によるものとする。

[設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続き]



6. 違算防止のための留意事項

- ◆積算システムは入力ミスしていてもデータは出てくる
(入力後必ず確認が必要です)
 - 単価や数量の入力ミスがあってもデータは出てくる。
 - 決済前にもう一度入力チェックを。
- ◆入力単位は積算基準のとおり
(間違いやすい事例を紹介)
 - 単位の取り違いによるもの
 - ・舗装の厚さの入力はmm単位。cm単位でない。
 - ・基礎砕石工、基礎栗石工の厚さはm単位。cm単位でない。
 - ・基礎栗石工の施工単位は m^3 。栗石のポリウム m^3 と間違わないように。
 - ・舗装版砕石工の施工単位は m^3 。砕石ポリウム m^3 と間違わないように。
 - ・区画線設置はm当たり単価。区画線消去は消去面積を幅 15cm 換算したm当たり単価。
 - ・仮設材質料について、鋼矢板・H 鋼は日(t)当たり賃料、覆工板は月(m^2)当たりの賃料。
 - 基準書の適用の取り替えによるもの。
 - ・コンクリート工における構造物の分類によって単価が変わる。
⇒無筋構造物(比較的単純な鉄筋を有する構造物等)と小型構造物(標識基礎等)使い分けが必要。
 - ・コンクリート工における日打設量や構造物の高さによってコンクリートの打設方法が変わる。
⇒小型構造物の場合、打設高が2m以内であれば人力打設。
 - ・夜間施工は割増率が必要。
 - ・土量の配分計画を立てる場合は、土量変化率を用いて計算すること。
 - ・植栽の剪定は夏季と冬季で歩掛かりが異なる。
 - ・市場単価は製品単価から施工単価まで含んだ単価になっている。
⇒これに施工手間をみたら二重計上。
 - その他間違いやすいもの
 - ・単純入力ミスがないように。
⇒そのままお金が計算されてしまう。
 - ・積算課程で入力したダミー単価を、正式な単価へ修正入力し忘れないように。
 - ・材料単価の設定根拠を確認しているか。
 - ・現場の監督等十分連絡をとり、現地の出来高と設計数量が異なるないように。
 - ・現場工事を伴わない二次製品だけの工事発注は×
- ◆組織の各段階でチェックを
 - 特に経験の少ない職員については、課内でフォローアップ(積算担当者同士で質問・確認の仕合)を。
 - 自分自身で積算チェックは行っていたが、思い込みからミスを見抜けなかった事例もある。
⇒複数の目(積算担当者同士または上司)でチェックする組織体制が必要。
 - 同僚と情報・意見交換して、いろいろな角度で見てみる。
- ◆常識的な単価かどうか、マクロ的にチェックする癖を
 - 原単価表などを参考にチェックする。
- ◆同じ内容の設計書を作るときは、最初の設計書は特に注意を
 - 最初が間違えると、続く多くの設計書も間違える可能性が高い。
⇒同じ内容の工事の設計書でも、違う角度からチェックして使用する。
- ◆単位当たりの金額が小さくても、数量の大きいものは特に注意を
 - 塵も積もれば山となる。

7. その他

沼田市建設工事請負契約約款 抜粋

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

沼田市建設工事請負契約約款 抜粋

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が 工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

沼田市土木工事標準仕様書 抜粋

1-1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販・公開されているものについては受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から同項第 5 号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、その要求に従わなければならない。
- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-10 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-29 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合。
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合。
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合。
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-11 設計図書の変更

- 1 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-12 工期変更

- 1 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとする。
- 2 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。